

# 悪質な訪問販売に気をつけよう

近年訪問販売による被害が多発しており、上川管内でも1,000万円を超える被害が報告されています。南富良野町においても数件の被害の事例がありますので、被害を未然に防ぐために下記について十分注意しましょう。



## 1. 訪問販売の対処方法について

基本的には一切相手にしないことですが、やむを得ず対応する場合は、次のような対応をしましょう。

面識の無い訪問者は、玄関越しに应对し、家の中へ絶対に入れないこと!!(家の中に入れてしまうと断ることが困難となります。)

万が一、玄関または家に入れてしまった場合は、速やかに帰るように通告し、それでも帰らない場合は警察に通報すること。(住居不法侵入に該当する場合があります。)

訪問販売による勧誘については、一切話を聞かないで断ること。(玄関に悪質訪問販売お断りシールが貼ってあっても、訪問販売はやってきます。)

## 2. 個別対応について(一部の事例)

事 例	対 処 方 法
自宅にある古い布団を見て「クリーニングができない」「特注の羽毛布団を持ってきている」などと言い、古い布団を下取りのうえ売りつけられる。	絶対に古い布団を見せないで、販売員に対して徹底的に断る。
水道の水質が悪化しており、浄水器の設置が必要と売りつけられる。	水質が悪化していると思われる場合は、建設課上下水道係まで連絡する。また、水道法により水道の修理などについては、南富良野町に登録されている指定業者しか行えないことを告げる。
商品の無料配布や100円均一で介護用品の販売を行うと言って公共施設などに人を集め、高額商品を売りつけられる。	安易に会場などへ行かず、万が一、行ってしまっても絶対に購入しない。(甘い話には必ず裏があります。)

なお、公共施設で行われる販売については、原則として使用を断ることは難しいですが、事前情報がある場合については、入口を閉鎖して販売を行わないよう町職員・上川支庁・警察が監視するなどの対応をいたします。(営業に差し支えない程度)

また、一般住宅などで悪質な訪問販売が行われている場合は情報の提供をお願いします。

## 3. クーリング・オフについて

万が一、商品を購入してしまった場合、一定期間であればクーリング・オフ(無条件解約)をすることができます。

### クーリング・オフとは?

訪問販売など特定の取引について、いったん契約した場合でも、一定期間は消費者が自由に契約を解除することができるものとされた制度です。訪問販売の場合は、業者から契約書面を受領した日を初日として計算して8日間以内であれば、違約金なしで契約を解除することができます。クーリング・オフをするときは、必ず書面(はがき)で行いましょう。書面には、契約日や商品名と「この契約は解除します」という内容を記載します。通知する場合には、必ず書面のコピーを残したうえで、郵便局の窓口で「配達記録」か「簡易書留」の方法で出しましょう。

### クーリング・オフができない場合

政令で指定されていない商品・権利・役務、総額3,000円未満の現金取引、乗用自動車、指定消耗品を使用・消費した場合

## 4. 問い合わせ先

悪質な訪問販売についての相談や情報提供、クーリング・オフをするときの書面の記入方法が分からない場合は、下記までご連絡ください。

南富良野町産業課商工観光係 52 - 2178  
南富良野町社会福祉協議会 39 - 7711  
富良野市消費生活センター 39 - 1166 (月 金 10:00 ~ 16:00)

【水道に関する事】 南富良野町建設課上下水道係 52 - 2179  
【公営住宅に関する事】 南富良野町建設課建築係 52 - 2179



# クーリング・オフ期間が過ぎても解決できる場合もあります。まずは相談を